

深谷市文化会館友の会 会員規約

(名称)

第1条 この会員制度は、文化会館友の会といい、対象施設は深谷市民文化会館及び花園文化会館アドニス（以下文化会館という）となります。

(目的)

第2条 この会員制度は、文化会館から発信される文化事業を身近に親しんでいただき、文化の振興に寄与することを目的とします。

(会員)

第3条 会員とは、文化会館が実施する事業に賛同される方で、本規約を確認の上、文化会館への入会の申し込みをされ、かつ文化会館が入会を認めた方をいいます。

2 会員には、会員証を発行します。会員証につきましては、紛失しないようお願いします。

もし紛失した場合には、カードを再発行（有料）します。

3 会員資格を有する期間は、入会した日の翌年同月末日までとします。なお、更新手続は期限の1ヶ月前からとします。

(会費)

第4条 会員は、文化会館が定めた次の会費を、入会又は更新時に窓口で現金にて支払うものとします。

(1) 深谷市内に住所のある方 1, 000円

(2) 住所が市外の方 2, 000円

(チケットの購入)

第5条 会員は、文化会館が主催または共催する公演の中から、文化会館が指定する公演について、会員割引価格で購入できるものとします。

なお、チケット代金の支払い方法は、文化会館窓口にて現金による全額一括払いとします。

2 前項の公演、申込期間、購入枚数等については、文化会館が決定し、申込方法を会員に通知するものとします。

3 チケットは、電話による申し込みもできるものとします。ただし、申し込みをしたチケットについては、キャンセルまたは申し込み内容の変更はできないものとします。

(会員特典)

第6条 会員は、文化会館の行う各種の特典を所定の方法により、利用することができるものとします。

(会員証の紛失、盗難)

第7条 会員は、会員証を紛失したとき、または盗難にあった時は、ただちに文化会館に届け出るものとします。

2 会員が紛失、盗難その他の理由により会員証を他人に利用されたことにより、会員または文化会館に損害が生じた場合は、会員がその損害の責を負うものとします。

(届出事項の変更)

第8条 会員は、氏名、住所等に変更が生じた場合には、ただちに文化会館に届け出るものとします。

2 会員は、前項の届け出をしないことにより、文化会館から送付書類等が延着または不到着となっても、意義を述べることができないものとします。

(退会等)

第9条 会員が退会する時は、文化会館に退会の届け出をし、責務を完済するとともに、会員証を返却するものとします。なお、途中で退会する場合であっても、会費は返還しないものとします。

2 会員が虚偽の申告、代金の未払いその他本規約に違反したときは、会員の資格を取り消すことができるものとします。

(権利の消失)

第10条 文化会館の指定管理者である公益財団法人深谷市地域振興財団が、指定管理者でなくなった場合は、有効期限内であっても、その権利は消滅することとなります。なお、会費については、返還しないものとします。

(事務局)

第11条 友の会事務局は、次の施設とします。

施設名：深谷市民文化会館（公益財団法人 深谷市地域振興財団）

所在地：深谷市本住町17-1 電話 048-573-8765

(規則の変更)

第12条 本規約を変更する場合には、会員に通知するものとします。

改定日 平成26年4月1日

個人情報の利用目的

(公財) 深谷市地域振興財団 (以下「財団」といいます) は、個人情報の保護に関する法律に基づき、会員様の個人情報を下記業務及び利用目的の達成に必要な範囲内において取り扱いいたします。

また犯罪経歴についての情報その他の特別な非公開情報は、適切な業務の運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

友の会会員 (文化会館) 管理・運営業務の内容

1. 会員入退会受付に関する事務
2. 会員システム管理に関する事務
3. コンサート等情報提供に関する事務
4. 年会費、チケット代金等に関する事務
5. その他管理・運営サービスに関する事務

財団がおお客様の個人情報を取り扱う際の利用目的

1. 会員様本人であること、または代理人であることを確認するため
2. コンサート等の情報提供に関するサービスを行うため
3. 会員様に対し、取引結果などの報告や確認を行うため
4. 会員様との取引に関する各種事務 (年会費受領、会員カード発行) を行うため
5. アンケートの実施等により事業やサービスの研究、開発、改良等を行うため
6. 財団が主催する事業等への参加、協力を依頼するため
7. 財団が法令等により義務付けられている事項を遵守するため
8. 財団が業務遂行にかかわる必要に応じて連絡を行うため
9. その他、お客様とのお取引を円滑に履行するため